

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

配信日 令和5年2月27日

若者に多い賃貸住宅契約のトラブル ～ネットだけで判断せず現地確認～

内容

賃貸マンションを借り、敷金など約20万円を支払ったが、たばこの臭いがひどかったため入居後すぐに解約を申し出たら、違約金を請求された。納得できない。(19歳、男性)
賃貸マンションを退去後、貸主から、ハウスクリーニング費用等で約18万円の原状回復費用を請求された。契約時に敷金、礼金はなく、契約書に原状回復に関する特約もなかった。高額な請求に納得できない。(20歳代、女性)

消費生活センターからのアドバイス

全国の消費生活センター等には毎年、賃貸住宅の契約に関する多くの相談が寄せられています。中には、親元を離れ新たな生活を始める際に契約をすることが多い10～20歳代の若者の相談もみられます。

特に多いのが「現地を見ずに契約したところ、後で問題があることが分かり契約をやめたい」というトラブルや、退去時に多額の修繕費を請求されたなど、原状回復費用を巡るトラブルです。住み始める時から、「いつか出ていく時」に備えておき、次の点に注意しましょう。
賃貸住宅を探す際はネットの情報だけで判断せず、建物・部屋・設備の状況、周辺環境、交通など、生活に必要な情報は現地で確認する。
契約前に書類の内容をよく確認する。特に禁止事項、修繕に関する事項、退去する際の費用負担に関する事項や、特約についても必ず確認する。
入居前と退去時は、できる限り貸主側と一緒に賃貸物件の現状を確認する。入居前からあったキズや汚れ等の写真を日付入りで撮って記録しておく。
入居中は、できるだけきれいに使うことを心がけ、トラブルが発生したら、すぐに貸主側に連絡する。
退去する時は精算内容をよく確認し、納得できない点は、国土交通省が定めている「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、貸主側に説明を求める。

おかしいと思ったら、すぐに家族や警察、最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。

おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター
(0950-22-9122)

松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター
(0920-48-1135)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

西海市消費生活センター
(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター
(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります

